1 第26回男女雇用機会均等月間について



厚生労働省では、男女雇用機会均等法(以下「均等法」という。)の公布日(昭和60年6月1日)を記念して、昭和61年以降毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。

第26回にあたる本年は、(1)均等法の一層の周知 徹底及び履行確保、(2)ポジティブ・アクション (男 女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた 企業の自主的かつ積極的な取組)の趣旨及び内容の 正しい理解と取組の促進を目標として、「意識が変 れば職場が変わる!職場が変われば未来が変わ る!」をテーマに実施する。

(資料1「第26回男女雇用機会均等月間実施要綱」参照)

また、本年は昭和61年4月に均等法が施行されて25年の節目を迎える。この間、 均等法は数回にわたる法改正を経て内容が充実・強化され、女性労働者の状況も大き く変化した。企業の雇用管理においても制度面の男女均等な取扱いは浸透してきてい るが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率は低い水準にと どまっており、いまだ実質的な機会均等が確保されたとは言い難い状況にある。

(資料2「データで見る働く女性の変化」参照)

このため、厚生労働省では、均等法施行25周年を機に、配置・昇進等における性差別禁止に重点を置いた均等法の履行確保の徹底を図るとともに、実質的な男女均等の実現を目指してポジティブ・アクションを一層効果的に推進していくこととしている。

2 平成22年度男女雇用機会均等法の施行状況について

(1) 都道府県労働局雇用均等室への相談

- ◆ 相談件数は2万3千件超。
- ◆ 労働者からの相談割合は引き続き全体の過半数。
- ◆ 相談内容は、セクシュアルハラスメントに関する事案が最多(5割)。次いで、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案、母性健康管理に関する事案であり、それらの割合は徐々に上昇し、合わせて3割。

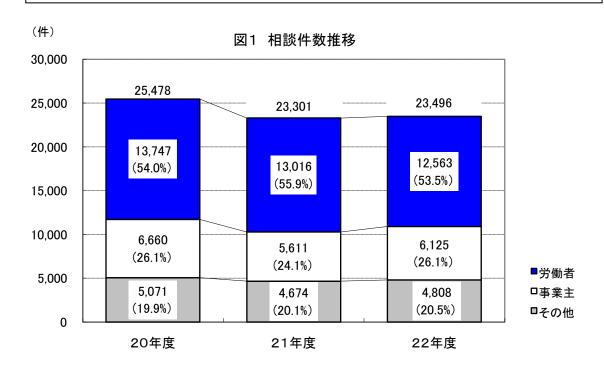


表1 相談内容の内訳 (件)

			\117
	20年度	21年度	22年度
第5条関係	1,392	1,287	1,244
(募集•採用)	(5.5%)	(5.5%)	(5.3%)
第6条関係	759	567	561
(配置•昇進•降格•教育訓練等)	(3.0%)	(2.4%)	(2.4%)
第7条関係	100	73	82
(間接差別)	(0.4%)	(0.3%)	(0.3%)
第9条関係	3,710	3,654	3,587
(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	(14.6%)	(15.7%)	(15.3%)
第11条関係	13,529	11,898	11,749
(セクシュアルハラスメント)	(53.1%)	(51.1%)	(50.0%)
第12条、13条関係	3,600	3,312	3,477
(母性健康管理)	(14.1%)	(14.2%)	(14.8%)
第14条関係	239	273	300
(ポジティブ・アクション)	(0.9%)	(1.2%)	(1.3%)
その他	2,149	2,237	2,496
	(8.4%)	(9.6%)	(10.6%)
合計	25,478	23,301	23,496
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(2) 紛争解決の援助

- ① 都道府県労働局長による紛争解決の援助(均等法第17条)
 - ◆ 紛争解決の援助の申立件数は579件。
 - ◆ 申立者のほとんどは女性労働者だが、男性労働者(19件)、事業主(4件)から の申立も。
 - ◆ セクシュアルハラスメントと婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案が全体の9割以上。
 - ◆ 援助を終了した事案の7割強が解決。

(資料3「都道府県労働局長による紛争解決の援助事例」参照)

図2 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

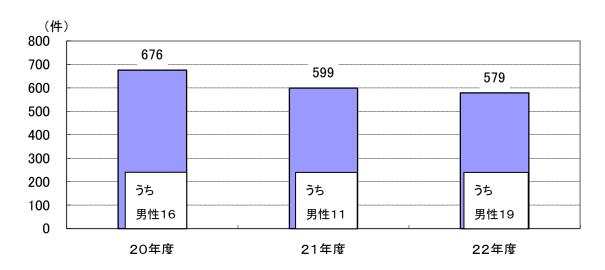


表2 紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

	20年度	21年度	22年度
第5条関係	15	7	4
(募集•採用)	(2.2%)	(1.2%)	(0.7%)
第6条関係	25	27	20
(配置•昇進•降格•教育訓練等)	(3.7%)	(4.5%)	(3.5%)
第7条関係	0	0	0
(間接差別)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
第9条関係	257	264	238
(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	(38.0%)	(44.1%)	(41.1%)
第11条関係	364	282	302
(セクシュアルハラスメント)	(53.8%)	(47.1%)	(52.2%)
第12条、13条関係	15	19	15
(母性健康管理)	(2.2%)	(3.2%)	(2.6%)
合計	676	599	579
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

② 機会均等調停会議による調停(均等法第18条)

- ◆ 調停申請受理件数は75件で、増加傾向。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関する事案が最多だが、婚姻、妊娠・出産等を理由 とする不利益取扱いの割合が平成21年度(14.1%)から上昇。
- ◆ 22年度に調停が行われた79件(前年度に開始したものを含む)のうち40件で 調停案の受諾勧告を行い、うち34件(85.0%)が調停案を双方受諾。

資料4「機会均等調停会議による調停事例」参照)

図3 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

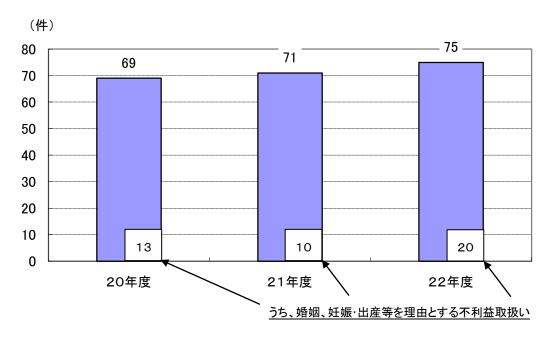


表3 調停申請受理件数の推移

(件)

	20年度	21年度	22年度
第6条関係	2	3	4
(配置・昇進・降格・教育訓練等)	(2.9%)	(4.2%)	(5.3%)
第7条関係	0	0	0
(間接差別)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
第9条関係	13	10	20
(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	(18.8%)	(14.1%)	(26.7%)
第11条関係	54	58	51
(セクシュアルハラスメント)	(78.3%)	(81.7%)	(68.0%)
第12条、13条関係	0	0	0
(母性健康管理)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合計	69	71	75
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(3) 都道府県労働局雇用均等室における是正指導

- ◆ 4,530事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの均等法違反のあった事業所は88.2%(3,995事業所)。これらの事業所に対し、11,300件の是正指導を実施。募集・採用及び婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する是正指導が前年度より増加。
- ◆ 実施した是正指導のうち9割超が年度内に是正。

表4 是正指導件数の推移

(件)

	20年度	21年度	22年度
第5条関係	222	208	255
(募集•採用)	(1.6%)	(1.6%)	(2.3%)
第6条関係	177	116	114
(配置・昇進・降格・教育訓練等)	(1.3%)	(0.9%)	(1.0%)
第7条関係	1	0	3
(間接差別)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
第9条関係	32	19	29
(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	(0.2%)	(0.1%)	(0.3%)
第11条関係	9,238	8,796	7,207
(セクシュアルハラスメント)	(68.0%)	(66.1%)	(63.8%)
第12条、13条関係	3,871	4,124	3,652
(母性健康管理)	(28.5%)	(31.0%)	(32.3%)
その他	37	37	40
	(0.3%)	(0.3%)	(0.4%)
合計	13,578	13,300	11,300
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

3 東日本大震災に伴う雇用均等特別相談窓口の開設について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、被災地域等の都道府県労働局雇 用均等室に特別相談窓口を開設し、産前産後休業・育児休業等を理由とする不利益取 扱い、性別を理由とする差別的取扱い、母性健康管理等に関する労働者、事業主等か らの相談にきめ細かく対応しています。

【雇用均等特別相談窓口】

○受付時間 月~金 8:30~17:15

○受付方法 来室のほか、電話、FAX等でも受け付けています。

○開設場所

窓口	住所	電話番号
青森労働局雇用均等室	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4211
岩手労働局雇用均等室	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館	019-604-3010
宮城労働局雇用均等室	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8844
福島労働局雇用均等室	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4609
茨城労働局雇用均等室	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6288

【相談事例】

(労働者より)

- ・震災により一時閉店し、営業再開後、他の労働者は復職したものの、妊娠を理由に自分だけ自宅待機を命じられたが、復職したい。
- ・子を県外に避難させるため、職場の許可を得て仕事を休んでいたところ、上司から「子供がいる人にはやめてもらう」と言われた。
- ・1歳未満の子どもがいるが、震災により預けていた保育園が閉鎖してしまった。再 度、育児休業を取得することはできるか。

(事業主より)

・妊娠中の女性労働者が、医師の指導を受けて所定外労働の免除を受けているが、 震災後は業務多忙となったため、残業に応じる労働者達からひんしゅくを買ってい る。どのように対応すればよいか。 ※なお、次の雇用均等室では、県内に被災者の方の避難所や被災地域の事業所の本社が多数あることから特別相談窓口を設置しています。

窓口	住所	電話番号
栃木労働局雇用均等室	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795
千葉労働局雇用均等室	千葉市中央区4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307
神奈川労働局雇用均等室	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7380
新潟労働局雇用均等室	新潟市中央区川岸町1-56	025-234-5928
愛知労働局雇用均等室	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング	052-219-5509
熊本労働局雇用均等室	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-352-3865

※そのほか、下記の窓口でも相談を受け付けています。

【仕事応援ダイヤル(緊急・夜間の相談窓口)】

○受付時間 月~金 17:00~20:00

 \pm 10:00~18:00

○電話番号 0120-07-4864(携帯電話からの利用不可)

0570-07-4864(携帯電話用(有料))

資料1 第26回男女雇用機会均等月間実施要綱

資料2 データで見る働く女性の変化

資料3 都道府県労働局長による紛争解決の援助事例

資料4 機会均等調停会議による調停事例

(参考資料)

- 1 「私も会社もステップアップ」(ポジティブ・アクションリーフレット)
- 2 「企業における女性の活躍を推進します!」(ポジティブ・アクション情報ポータルサイト)